

14 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

ＴＰＰの国会承認手続きの中止を求める意見書（案）

政府は環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の発効にむけ、臨時国会でＴＰＰ承認案の早期成立をめざしている。

今年２月に締結された１２カ国間のＴＰＰ合意は、日本の農産物の８割以上、重要５品目でも３割近くの項目で関税を撤廃、関税が残った品目も大幅引き下げや輸入枠の拡大など、日本農業に重大な影響を及ぼすものである。農産物の重要５品目は関税撤廃の例外にするようもとめた国会決議に反し、到底認められない。

ＴＰＰ合意後も、政府は交渉過程について、「黒塗り」の資料しか示さず、都合のよい試算で農業への影響は小さいと説明してきた。ところが、輸入米（売買同時入札米）が公表価格より安く販売されていた疑惑が発覚したことで、輸入米の国内販売価格は国産米と同水準だから米への影響はないとする政府の試算の前提が成り立たなくなつた。ＴＰＰ承認案を審議する前提が崩れたことは明らかである。

そのうえ、ＴＰＰ発効に不可欠なアメリカの批准手続きも遅れ、次期大統領候補の民主党のクリントン氏も共和党のトランプ氏もＴＰＰ反対を訴えるなど、アメリカが批准するかどうかは極めて不透明な状況となっている。このようななか、日本が率先してＴＰＰの批准手続きを進める理由はない。政府はＴＰＰを強行するのではなく、食料主権と経済主権を尊重した互惠・平等の貿易・投資のルールづくりに取り組むことこそ重要である。

よって、国においては、ＴＰＰの国会承認手続きを直ちに中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ハツ場ダム建設を中止し、追加負担の撤回を求める意見書（案）

国土交通省は8月、ハツ場ダムの事業費について720億円増額し、5,320億円にする計画変更を発表した。今回の計画変更で、埼玉県は国から88億円もの事業負担の増額を求められ、総負担額は658億円にものぼっている。

1986年に公表された当初の基本計画では、事業費の総額が約2,110億円とされていたが、その後、計画変更が繰り返され、2004年には事業費が約4,600億円にまで引き上げられた。埼玉県議会も同年2月定例会で「これ以上の建設工事費を増額しないこと」などを内容とした決議を全会一致で議決した。2009年にダム事業がいったん中止されたにもかかわらず、国は2015年から本体工事を開始し、今回の事態を招いたことは極めて重大である。

そもそもハツ場ダムについては、県水の年間供給量が下がり続け利水上必要がないこと、基準点での水位の低減はわずかであり治水効果も不十分であることなどから、建設の必要性はないといわざるをえない。

本体工事が進む吾妻渓谷は、火山堆積物の影響などによる地すべり地帯であり、岩盤が脆弱なことは、以前から繰り返し指摘されてきた。今後の湛水試験などで新たな問題が発生すれば、事業費がさらに膨らむ恐れがあり、これ以上の県民負担は到底認められない。

よって国においては、ハツ場ダム建設を直ちに中止し、追加負担を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護分野の負担増計画の撤回を求める意見書（案）

政府は、社会保障の基本方針に「自立・自助」を据え、医療・介護分野での負担増と給付抑制をすすめてきた。この4年間で削った社会保障の「自然増」は総額1兆3,200億円、年平均3,300億円にものぼり、かつてない異常な事態となっている。

医療では、70歳～74歳の窓口負担2割化や入院給食費の負担増などを実施し、介護では、要支援者のヘルパーサービスの保険給付を外し、特別養護老人ホーム入所を「要介護3」以上に限定するなど、保険給付の削減を連続して推し進めてきた。

7月の参院選後、厚生労働省はさらなる社会保障の改悪の議論を推し進めようとしている。医療では、一般病床への居住費導入、75歳以上の窓口負担2割化、かかりつけ医以外の定額負担など新たな負担増を導入する。さらに、都道府県に「地域医療構想」や医療費の「適正化計画」を策定させ、病床削減などで医療費の抑制を図る。また、介護では、「要介護1・2」の生活援助の保険給付外し、福祉用具の自己負担化などの計画をすすめている。

「社会保障のため」といって消費税増税を強行しながら、医療・介護分野で負担増・給付減をすすめる。まさに「国家的詐欺」に等しいやり方といわざるをえない。「医療難民」「介護難民」をいっそう増やし、国民の命を脅かすこれ以上の社会保障の大改悪は到底認められない。憲法25条が定める生存権保障にふさわしい医療・介護制度の実現にむけ、社会保障の削減政策は直ちに転換すべきである。

よって、国においては、医療・介護分野の負担増計画を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

台風9号の災害復旧と被災者の生活再建に万全の措置を求める決議（案）

8月22日の台風9号による集中豪雨により、県内各地の河川が氾濫し、451棟の床上浸水、1376棟の床下浸水など甚大な被害が発生した。床上浸水は、入間市で169棟、所沢市で116棟、狭山市で56棟にのぼるなど、県西南部地域に集中している。

今回の水害では、入間市や所沢市をはじめ、護岸が崩れ、川沿いの住宅が倒壊寸前となり、避難生活を余儀なくされる住民がうまれた。また、地下河川をつくった東川があふれだし、水害対策が行われていた地域でも浸水被害が広がるなどかつてない事態となった。さらに、床上浸水となった保育所では、床の全面改修が必要となり、日々の保育に重大な支障が生じている。各地の浸水被害は被災者にとってはいずれも深刻であり、早期の再建を図るには公的支援が不可欠である。

よって、県は河川の緊急整備など災害復旧を図るとともに、被災者の生活再建のために万全の措置をとるよう強く求める。

以上、決議する。